

さいたま市と目白大学との包括連携に関する協定書

さいたま市（以下「市」という。）と、目白大学（以下「大学」という。）は、包括的な連携を実施していくことに合意したので、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、市及び大学が相互の密接な協力と連携により、地域の課題に迅速かつ適切に対応し、活力ある個性豊かな地域社会の形成・発展及び学術の振興に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 市及び大学は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について連携するものとする。

- (1) 医療・健康に関すること。
- (2) 福祉・子育て支援に関すること。
- (3) 地域の活性化・情報発信に関すること。
- (4) 教育・文化・芸術の振興に関すること。
- (5) スポーツの振興に関すること。
- (6) 人材育成に関すること。
- (7) その他両者が協議して連携協力が必要と認められること。

（連絡調整）

第3条 市及び大学は、前条各号に掲げる連携事項を円滑かつ効果的に進めるため、双方に窓口を設置し、必要な連絡調整を行う。

（協定期間）

第4条 本協定の有効期間は、締結日から3年間とする。

2 本協定による有効期間満了の30日前までに市又は大学から何らかの申出がないときは、更に3年間更新するものとし、その後も同様とする。

（協定解除）

第5条 市又は大学が協定期間の途中において解約を申し出る場合は、双方で協議の上、本協定を解除できるものとする。

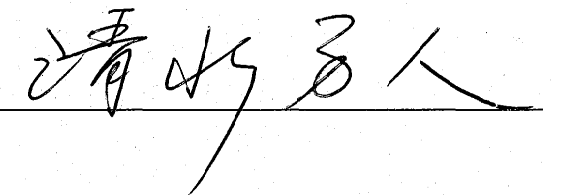
（その他）

第6条 本協定に定める事項について疑義が生じた場合、又は本協定に定めのない事項が生じた場合については、市及び大学が別途協議し決定する。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、それぞれ署名の上、各自1通を保有する。

平成28年10月28日

さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号
さいたま市
さいたま市長



さいたま市岩槻区浮谷320番地
目白大学
学長

